

2024.3.8 令和5年度権利擁護支援シンポジウム



市民後見人に関する家庭裁判所の取組について

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 向井宣人

はじめに

第二期成年後見制度利用促進基本計画

- **地域共生社会の実現**という観点も重視して、市民後見人の育成・活躍支援を推進
- 地域の**関係者が密接に連携**し、養成研修修了者が**後見人等**としてだけでなく、**本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍**できるようにする。



市民後見人の育成に向けた家庭裁判所の協力

研修プログラム策定への協力、市民後見人養成研修への講師派遣、養成研修の一環としての裁判所見学の受入れなどの形で市町村・都道府県等と連携



はじめに

(後見人等としての) 活躍支援における課題

- 市民後見人の養成研修を修了した人の選任が進んでおらず、活躍の場が少ない。
- 育成後、後見人等としての活動をするまでに期間が空いてしまうと、候補者の知識が抜け落ちたり、候補者が高齢化してしまう。



(地域によって様々な事情があるところ)

家庭裁判所としては、**適切な事案で市民後見人が選任される**よう、地域の関係者と課題を共有し、解決に向けて共に取組を進めることが重要



市民後見人の選任イメージの共有

家庭裁判所が市民後見人を選任する典型的な場面

- ➡ 市町村長申立事案において**市民後見人が候補者**として挙げられている場合

適切な事案で市民後見人が選任されるために

- ➡ 受任者調整を行う市町村・中核機関と、選任を担う家庭裁判所が、市民後見人の**選任イメージを共有**しておくことが重要
- ➡ そのことによって、市町村・中核機関の候補者選定と家庭裁判所の選任の**ミスマッチを減らす**ことができる



市民後見人の選任イメージの共有

第二期成年後見制度利用促進基本計画

候補者として挙げられた**市民後見人が本人のニーズ・課題に対応できると考えられる**ときには、**市民後見人を選任**することが期待



専門性を要する課題がなく、親族の中に適した候補者がいないような事案において、市民後見人がその市民感覚を活かして後見事務を行うことが、**意思決定支援や身上保護も重視した成年後見制度の運用に資する**と考えられる。



市民後見人の選任イメージの共有

家庭裁判所の取組

例えば・・・

- 市民後見人の**選任イメージ**や**考慮要素**について、自治体等との間で認識共有するための協議を実施
- 社会福祉協議会や専門職との**複数後見**としたり、社会福祉協議会や専門職を**監督人に選任**するなど、選任の在り方を工夫



市民後見人へのリレー

市民後見人への「リレー」とは

後見等の開始当初の課題が解決した後に、市民後見人に交代することが相当な事案において、市民後見人を選任すること

1. 市民後見人が社会福祉協議会等による**法人後見の支援員として一定期間活動**した後に、事務を引き継ぐパターン
2. **専門職後見人が特定の課題を解決**した後に、市民後見人に引き継ぐパターン など



市民後見人へのリレー

専門職後見人から市民後見人へのリレーの流れ（例）

1. 専門職後見人自身が、担当する事案について市民後見人への交代が適切かどうかを、**本人の状況や意思も含めて**検討
2. リレーが相当と考えられる場合、専門職後見人が中核機関等に連絡し、**受任者調整による**市民後見人の**推薦**を得る
3. 専門職後見人が、辞任許可の申立て・市民後見人を候補者とする選任の**申立て**を行う
4. 家庭裁判所は、辞任・選任の審判手続を通じて、市民後見人への**交代の適否を判断**



市民後見人へのリレー

留意すべき点

- リレーは、市民後見人の活躍支援だけを目的とするものではなく、**本人の状況等に応じた柔軟な交代**を実現するための取組
- リレーによって、**尊厳のある本人らしい生活を実現できるか**といった観点が重要
- リレーにかかわる関係者が、**本人の状況や意思も踏まえて**、交代の時期や相当性を**適切に見極める**ことが非常に重要

工夫例

- 申立前に、中核機関や専門職などが連携し、本人も含め、**将来的にリレーが見込まれる事案であることを共有**
- 課題解決後に専門職が辞任することを前提に、開始当初から、市民後見人と専門職の**複数体制で選任**



受任者調整の重要性について

最も適切な後見人の選任・交代を実現

- 申立前（交代前）の段階から、**本人に対する丁寧な説明、本人の意思の確認**が行われる
- 本人の課題・ニーズに対応できる人物が候補者として挙げられることにより、**候補者との間で本人やチームの状況が共有され、本人との相性も確認**される

後見事務を適切に遂行していく上でのメリット

- 後見人が本人やチームにアクセスすることが容易になる
- 本人を中心とした**チームによる権利擁護支援が実現**
- 後見人一人で抱え込むことなく、**チームとの連携を通じて、より充実した後見事務の遂行**が可能



受任者調整の重要性について

市民後見人の活躍支援につながる

養成研修修了者の後見人としての活躍が進まない原因として、
養成研修修了者自身が

- ・後見人としての**活動に不安**を感じている
- ・後見人になることの**ハードルが非常に高い**と感じている



受任者調整の体制が整備されることにより、各地域において**チームで本人を支援する**ための仕組みが整い、市民後見人の**不安も低減**されるのではないかと。



ご清聴ありがとうございました

